

計画事業に係る事後評価記載様式 最終年度)

市町村名	岡崎市	協議会名	岡崎市交通政策会議
------	-----	------	-----------

I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備したか。

岡崎市交通政策会議（法定協議会）を適切に開催し、本市の地域公共交通を活性化させるための事業を試行的に実施する中で、その問題点の検証、事業の見直しの要否の検討、本格運行に向けた財源の検討等を行い、当該事業を本格実施する環境整備を行うことができた。

II 計画事業の実施

- ① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

今年度の事業計画では、全市的なバスネットワークの構築のための基幹バスや交通空白地域における乗合タクシー等の実証運行の継続実施、バス利用環境の整備としてバスロケーションシステム導入やバス停上屋・ベンチの整備、公共交通利用促進事業としてバスへのICカードの導入、利用促進イベントの実施、都心エリアの事業所通勤者へのモビリティマネジメントの実施、3年間の取組みを踏まえた市民シンポジウムの実施を事業として位置づけた。

基幹バスの実証運行については、矢作市民病院線、額田支所市民病院線において継続して実証運行を実施し、乗合タクシー等の実証運行では、額田地域 4地区 5路線（下山地区、形埜地区、宮崎地区 2路線、豊富地区）において実証運行を行っている。

バス利用環境整備事業では、本年 12月にバスロケーションシステムの導入及びバス停の上屋やベンチの整備を実施した。

公共交通利用促進事業については、11月 6・7日を「公共交通に親しむ日」とし交通事業者と協力しながら利用促進イベントを行い公共交通にふれ親んでもらう事業を実施するとともに、公共交通情報提供のため公共交通マップ改訂版を製作し配布した。

平成 23年 2月にはモビリティマネジメントの実施や、地域公共交通の活性化に向け意見交換を行うシンポジウムを開催するとともに、鉄道との共通 ICカードの導入を行うこととしており、いずれも計画どおり適切に実施されるものである。

III 具体的成果

- ① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。
その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

基幹バス及び乗合タクシー等の実証運行について、総合事業計画において、利用者数の増加を評価事項としており、運行事業者からの利用状況の報告に基づき利用者数を把握し、評価を行った。

また、公共交通利用促進事業においては、公共交通マップ配布者や公共交通利用促進イベント参加者などのバス利用回数の増加、バス利用経験者の増加を評価事項としており、市民 1万人を対象にしたアンケート調査の実施をとおして公共交通利用の機会の変化や意識変化などにより把握した。

- ② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

基幹バスの実証運行では、事業者の利用状況報告により当該路線の利用者数の増加がみられたことや、市民病院や交通結節点での利用が多いことが確認されたことから、利便性の高いバスネットワークの構築という目標の達成に向けた適切な事業であると判断される。

乗合タクシー等の実証運行では、利用者アンケートから利用目的の大部分が通院・通学や買物であること、また利用者が専ら高校生以下や高齢者などの移動制約者であることが確認できたことから、公共交通の利便性の向上という目標の達成に向けた適切な事業であると判断される。

その他、乗合タクシー等の実証運行にあたっては、地域において住民組織が結成され、地域が自ら主体となって乗合タクシー等の運行計画をたて利用促進を図っていくという機運が醸成されるなど、公共交通に対する市民意識の变革が促され、利便性の向上や利用者数の増加につながっており目標の達成に向けた適切な事業であると判断している。

公共交通利用促進事業については、利用促進イベントである「公共交通に親しむ日」の2日間において、路線バス利用者が通常時より10%増加したことや、市民アンケート調査より事業認知者の約20%が以前に比べて公共交通を新たに利用し始めた、或いは利用する機会が増加したと回答していることから、バス利用者数の増加という目標を達成するために適切な事業であると判断している。

*必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

IV 自立性・持続性

1 事業の本格実施に向けての準備

① 実施した事業を本格実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

基幹バスの実証運行については、これまで継続的に改善を図るなど利便性の向上を図っているが、当該路線では多くの需要が見込めず大幅な利用者数の増加には至っていない。ただ、これらの路線は本市のバスネットワークを構築するために不可欠な路線であるため、今後本格運行を行うにあたりコスト削減等を行い需要にあった効率的な運行方法とすることについて検討を行った。

乗合タクシー等の実証運行については、日常の通院や通学・買物などや路線によって小学校のスクールバスとしての利用など目的にあった利用がされ利用者数が伸びてきているものの、利用者がいない便もある。

今後本格運行を行うにあたり各路線ごとに地域住民組織が主体となって路線の見直し、利用促進、安定的な収入確保策について継続的な改善を図っていくこととした。

また、公共交通利用促進事業については、市民アンケートの調査結果より公共交通の利用機会について効果が認められるため、継続して実施していくことが必要である。

2 事業の実施環境

① 当該事業の本格実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

基幹バスや乗合タクシー等の本格運行の実施にあたり、運行の継続については既に岡崎市議会の承認を得ている。また、利用促進事業を含め各事業を実施するために必要な予算については、岡崎市の平成23年3月議会に予算案を提出し、議会において審議してもらう予定である。

② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を本格実施する環境を整備したか。

乗合タクシー等の運行にあたっては、各運行地域の住民による協議会が組織されており、当該協議会の場において利用状況の確認、運行内容の検証、住民意向の把握、或いは利用促進策の検討や安定的な収入確保についての検討など定期的な協議を行っている。

V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成
① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっていたか。
法定協議会の設置要綱には協議事項として、連携計画の策定及び変更の協議、連携計画の実施に係る連絡調整、連携計画に位置づけられた事業の実施と規定されている。 また、法定協議会は1年に5回ほど開催しており、計画事業の進め方や実施状況について審議される体制となっていた。
② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられていたか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められていたか。）。
法定協議会の設置要綱において市民又は利用者代表が委員となることが規定されており、地元自治会・老人クラブ・障がい者福祉団体・地域利用者団体・商工会議所・商工会が協議会に参画している。 また、法定協議会には地域内交通の実証運行についてなど、協議する内容に応じて、関係地域住民組織代表にも会議に参加してもらい審議を行っており、計画事業の実施結果についても会議の場で報告し、これに対する意見等を伺い計画事業に反映した。
③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されていたか。
法定協議会は今年度これまでに4回開催し、計画事業の進め方、実施した計画事業の結果について報告・審議を行った。また、12月開催の法定協議会では計画事業に係る事後評価報告案について報告・審議するとともに、来年度以降の事業の本格実施についても報告をしており、適切に協議会を開催した。
④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されていたか。
法定協議会の設置要綱において、会議は原則公開と規定されており傍聴は可能となっている。 また、議事録や会議資料については、会議開催後速やかに市ホームページや市役所の市政情報コーナーにて公開している。
⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を本格実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。
法定協議会において、これまでに実施した計画事業に係る結果の取りまとめと評価について報告や審議を行っている。 これらの審議をふまえ、基幹バスや乗合タクシー等の今後の本格運行に向け地域関係者や法定協議会において合意を得るとともに、岡崎市議会においても運行継続についての承認が得られており、今後交通事業者との契約を行う予定である。 また、公共交通利用促進事業においても今後継続して実施していくことで協議会での合意形成が図られている。 その他、来年度以降の事業内容について、法定協議会の構成員以外の者からの反対の声もないため、本市の地域公共交通に関する目標やそれを達成するための事業案等について地域関係者からの実質的な合意が得られたものといえる。

＊必要に応じて、参考資料を添付して下さい。